

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

公表日

令和6年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握（ワクチン接種記録システム（VRS）への登録を含む） ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務（他市町村へ接種記録の照会・提供を含む） ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務（電子申請を含む）
③システムの名称	1.健康管理システム（健康かるて）（標準化前）、健康管理システム（健康かるて）（標準化後） 2.Acrocity行政基本（標準化前）、Acrocity行政基本（標準化後） 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー 5.ワクチン接種記録システム（VRS） 6.サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項別表14の項及び126の項 2. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第二の13の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、153の項及び154の項 2. 番号法第22条1項 (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項及び153の項 2. 番号法第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	1. 健康福祉部 健康づくり課 2. 健康福祉部 こども家庭センター
②所属長の役職名	1. 健康づくり課長 2. こども家庭センター長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 健康づくり課 健康推進係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916 健康福祉部 こども家庭センター 母子保健係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2126

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[☐] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(10項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(10項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条 3. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例 ・第4条、別表第一(13項)	事前	
平成29年5月29日	I 5. 評価実施機関における 担当部署	所属長:桑本 成司	所属長:樋口 奈美江	事前	
平成29年5月29日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	市民部 健康づくり課 健康推進係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916	市民部 健康づくり課 保健予防係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916	事前	
令和1年6月28日	I 1. ①システムの名称	1.Picasso健康管理 2.Acrocitiy行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー	1..健康管理システム(健康かるて) 2.Acrocitiy行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー	事後	
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	樋口 奈美江	健康づくり課長	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I 5. ①部署	市民部 健康づくり課	健康福祉部 健康づくり課	事後	
令和2年7月10日	I 7. 請求先	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	I 8. 連絡先	市民部 健康づくり課 健康推進係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916	健康福祉部 健康づくり課 健康推進係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町 1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916	事後	
令和2年7月10日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年7月10日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年3月11日	評価書名	予防接種法による予防接種に関する事務 基礎項目評価書	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和3年3月11日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	伊万里市は、予防接種法による予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	伊万里市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	
令和3年3月11日	I 1. ①事業の名称	予防接種法による予防接種に関する事務	予防接種に関する事務	事後	
令和3年3月11日	I 1. ②事務の概要	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務	事後	
令和3年3月11日	I 3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(10項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条 3. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例 ・第4条、別表第一(13項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(10、93の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 3. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例 ・第4条、別表第一(13項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月11日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第22条1項及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」を含むもの(16の2、17、18、19項) (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第20条及び別表第二・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」を含むもの(17、18、19項)	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第22条1項及び別表第二(16の2、115の2の項) (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第20条及び別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項)	事後	
令和3年6月4日	I 1. ②事務の概要	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法(新型コロナウイルスワクチン予防接種を含む)、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務	事前	
令和3年6月4日	I 1. ③システムの名称	1.健康管理システム(健康かるて) 2.Acrociti行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー	1.健康管理システム(健康かるて) 2.Acrociti行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー 5.ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和3年6月4日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(10、93の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 3. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条、別表第一(13項)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、第19条第5号(委託先への提供)、第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)別表第一(10、93の2の項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 3. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条、別表第一(13項)	事前	
令和3年6月4日	I 4. ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第22条1項及び別表第二(16の2、115の2の項) (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第20条及び別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項)	(情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第22条1項及び別表第二(16の2、16の3、115の2の項) (情報照会の根拠) 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第20条及び別表第二(16の2、17、18、19、115の2の項)	事前	
令和3年6月4日	I 5. ①部署	健康福祉部 健康づくり課	1. 健康福祉部 健康づくり課 2. 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室	事前	
令和3年6月4日	I 5. ②所属長の役職名	健康づくり課長	1. 健康づくり課長 2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	事前	
令和3年6月4日	I 8. 連絡先	健康福祉部 健康づくり課 保健予防係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916	健康福祉部 健康づくり課 保健予防係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-4122	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月8日	I 1. ②事務の概要	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法（新型コロナウイルスワクチン予防接種を含む）、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法（新型コロナウイルスワクチン予防接種を含む）、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握（ワクチン接種記録システム（VRS）への登録を含む） ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務（他市町村への接種記録の照会・提供を含む） ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務	事前	
令和4年1月5日	I 1. ②事務の概要	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法（新型コロナウイルスワクチン予防接種を含む）、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握（ワクチン接種記録システム（VRS）への登録を含む） ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務（他市町村へ接種記録の照会・提供を含む） ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法（新型コロナウイルスワクチン予防接種を含む）、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握（ワクチン接種記録システム（VRS）への登録を含む） ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務（他市町村へ接種記録の照会・提供を含む） ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務（電子申請を含む）	事前	
令和4年1月5日	I 1. ③システムの名称	1.健康管理システム（健康かるて） 2.Acrocity行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー 5.ワクチン接種記録システム（VRS）	1.健康管理システム（健康かるて） 2.Acrocity行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー 5.ワクチン接種記録システム（VRS） 6.サービス検索・電子申請機能	事前	
令和4年1月5日	I 4. ②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲）、第19条第5号（委託先への提供）、第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）別表第一（10、93の2の項） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 3. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条、別表第一（13項）	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲）、第19条第6号（委託先への提供）、第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）別表第一（10、93の2の項） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 3. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条、別表第一（13項）	事後	
令和4年3月25日	I 4. ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第22条1項及び別表第二（16の2、115の2の項） （情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第20条及び別表第二（16の2、17、18、19、115の2の項）	（情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第22条1項及び別表第二（16の2、16の3、115の2の項） （情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第20条及び別表第二（16の2、17、18、19、115の2の項）	事後	
令和5年7月28日	IV リスク対策 8. 監査	〔○〕自己点検 〔 〕内部監査 〔 〕外部監査	〔○〕自己点検 〔○〕内部監査 〔 〕外部監査	事後	
令和6年9月25日	I 1. ③システムの名称	1.健康管理システム（健康かるて） 2.Acrocity行政基本 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー 5.ワクチン接種記録システム（VRS） 6.サービス検索・電子申請機能	1.健康管理システム（健康かるて）（標準化前）、健康管理システム（健康かるて）（標準化後） 2.Acrocity行政基本（標準化前）、Acrocity行政基本（標準化後） 3.MICJET番号連携サーバー 4.中間サーバー 5.ワクチン接種記録システム（VRS） 6.サービス検索・電子申請機能	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月25日	I 1. ②事務の概要	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法（新型コロナウイルスワクチン予防接種を含む）、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報 を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握（ワクチン接種記録システム（VRS）への登録を含む） ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務（他市町村へ接種記録の照会・提供を含む） ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務（電子申請を含む）	予防接種法には、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、公衆衛生の見地から市町村長等が予防接種を行うとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが定められている。伊万里市における予防接種の適正かつ効率的な執行のため、予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の実施対象者の把握（ワクチン接種記録システム（VRS）への登録を含む） ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に係る実費徴収に関する事務 ④予防接種による健康被害救済に関する事務 ⑤予防接種実施者の管理に関する事務（他市町村への接種記録の照会・提供を含む） ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務	事後	
令和6年9月25日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲）、第19条第5号（委託先への提供）、第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）別表第一（10、93の2の項） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条、第67条の2 3. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条、別表第一（13項）	1. 番号法第9条第1項別表14の項及び126の項 2. 伊万里市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条及び別表第二の13の項	事後	
令和6年9月25日	I 4. ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第22条1項及び別表第二（16の2、16の3、115の2の項） （情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び番号法第20条及び別表第二（16の2、17、18、19、115の2の項）	（情報提供の根拠） 1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、153の項及び154の項 2. 番号法第22条1項 （情報照会の根拠） 1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項及び153の項2. 番号法第20条	事後	
令和6年9月25日	I 5. ①部署	1. 健康福祉部 健康づくり課 2. 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室	1. 健康福祉部 健康づくり課 2. 健康福祉部 こども家庭センター	事後	
令和6年9月25日	I 5. ②所属長の役職名	1. 健康づくり課長 2. 新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	1. 健康づくり課長 2. こども家庭センター長	事後	
令和6年9月25日	I 8. 連絡先	健康福祉部 健康づくり課 保健予防係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-4122	健康福祉部 健康づくり課 健康推進係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-22-3916 健康福祉部 こども家庭センター 母子保健係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2126	事前	
令和6年9月25日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	II 2. いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	